

## 民間支援機関・実務者紹介 ～ 東京法務少年支援センター ～

法務少年支援センターは、地域の非行・犯罪の防止と青少年の健全育成に取り組んでいます。平成 27 年 6 月以降、全国 52 か所の全ての少年鑑別所は、法務少年支援センターという名称を用いてそうした活動を行っています。

少年鑑別所の業務の一つは、犯罪や非行のために家庭裁判所で観護措置を執られた者を一定期間収容して身体や心の状況を調査し、今後どのような環境でどのような支援を受ければ非行のない生活に戻ることができるのかを見立てて、家庭裁判所にその結果を伝えることです。少年鑑別所の仕事は、地方公共団体の仕事とはあまり関係がなさそうな感じがしますが、元々地域の方への支援の仕事をしていたところ、平成 27 年 6 月以降は法務少年支援センターという名称を用いて地域支援をより充実させています。

今月は、東京都練馬区に所在する東京法務少年支援センターを紹介いたします。東京法務少年支援センターの業務を主に担当している地域非行防止調整官にインタビューしてきました。

### 地域非行防止調整官インタビュー（令和 4 年 7 月 1 1 日）

#### ● 東京法務少年支援センターの活動

東京法務少年支援センターでは、主に、心理相談、助言・情報提供、研修・講演への講師派遣、法教育授業の実施、地域ネットワークへの参画といった活動を行っています。

少年鑑別所の職員は、心理学、教育学、社会学などの専門的知識を有しており、犯罪や非行をした人たちへの対応に関する経験、技術、アイデアなどについて、たくさんの引き出しを持っています。

これらの専門的知識や技術を、地域の皆様にお役立ていただけるよう、東京法務少年支援センターとして地域で暮らす一般の方から非行・犯罪の防止や青少年の健全育成に関するご相談をお受けしています。東京法務少年支援センターは、練馬区にある「ねりま青少年心理相談室」と葛飾区にある「サテライト相談室」の 2 つの相談室を設けています。「少年」や「青少年」という名前がついてはいますが、ご相談に関して年齢制限はありません。



正面入口。木陰が涼しく、  
緑に癒されます。

## ● 心理相談

「心理相談室」という言葉のとおり、心理相談は中心的な活動の一つです。例えば、万引きを繰り返すお子さんのことで困っている親御さんや、お子さんの家庭内暴力への対応が分からず困っている親御さん、問題行動のある生徒さんへの接し方のヒントを知りたい学校の先生などから、お悩みやお困りごとをお話しいただいて、解決方法を一緒に探っていきます。相談受付は電話とメール※で行っています。電話での相談も可能ですが、ゆっくりと落ち着いてお話を伺いたいので、来談での面接をお勧めしています。相談は無料で、お話しいただいたことの秘密は守られます。少年鑑別所と聞くと敷居が高いような雰囲気になりそうですが、心理相談を行う部屋は別棟になっていて東京少年鑑別所とは入口も違いますし、ゆったりとした気持ちでお話しいただける工夫をしています。

お困りごとの内容に応じてアドバイスをを行い、ご相談者の方と話し合いながら必要なときには心理検査を提案することもあります。一度だけの相談で終わることもあれば、何度か継続してお会いすることもあります。ご家族だけで相談にいらっしゃることもありますし、お困りごとのあるご本人と一緒に、又はご本人だけで相談にいらっしゃることもあります。どのような形でご相談に応じていくかについては、ご相談者のお困りごとや解決したい方向性などによって決めていきますので、本当にさまざまです。

ご相談をすすめていくためのツールとして、おもちゃや本、箱庭や心理教育のためのワークブックなど、いろいろなものを用意しています。こうしたツールを用いながらお話を伺うことで、向き合って話すだけでは言えない本音を話していただくこともあります。

※メールによる受付を行っているのは、東京法務少年支援センターを含め限られたセンターだけです。全てのセンターでメール受付を行っているわけではありません。



ゆったりとした相談スペース。  
後ろにはトランポリンがあります。



広々としたスペースの奥にソフト積み木が積まれています。一緒に体を動かすこともできそう。



砂の入った箱に、小さな人形や設備を並べて自分の世界を作る、箱庭セットです。

## ● 研修・講演への講師派遣

保護司会などからのご依頼に加え、教育委員会などから教諭や児童生徒向けの講演のご依頼をいただくこともあります。法教育や、福祉関連のテーマでのご依頼もあります。

ご依頼の講演内容に応じて、派遣する講師を指名しています。大きく分けて、心理学を専門とする職員と、教育学や社会学等を専門とする職員がおり、それぞれ得意分野が違いますので、幅広いテーマに対応できます。

## ● 地域ネットワークへの参画

普段から地域ネットワークの一員として地方自治体等が主催される会議などに出席する場合がありますし、個別のケースに関して編成された支援ネットワークに参加することもあります。

## ● 今後の課題と方向性

東京法務少年支援センターという名称を用いた地域援助業務が始まってから7年経ちます。主に23区と島しょ部の方からのご依頼をいただいております\*、それらの地域において、非行・犯罪の防止や青少年の健全育成に関してお困りの方に気軽にご相談いただけることを目指しています。そのため、できるだけ多面的に私たちの活動を知っていただけるよう、お配りする資料を工夫するなど努力してきました。そのかいあって、様々な地域の公的機関や関係機関の方からご相談や講演依頼をいただくことも少しずつ増えてきたように実感していますが、広報についてはまだこれからだとも感じています。

今後も今やっている活動を地道に続け、皆様のお役に立てる相談機関として認識・活用していただける努力をしていきます。

※23区及び島しょ部以外を担当しているのは昭島市所在の東京西法務少年支援センター（もくせいの杜心理相談室）です。

## ● 地方公共団体へのメッセージ

いろいろな講演の機会に、東京法務少年支援センターの業務についてご紹介しています。まずは講演などの機会をとらえて、職員の顔を見て話を聞いていただければ、私たちの活動や地方公共団体のお仕事との接点なども見え、東京法務少年支援センターの活用のイメージもつかんでいただけるのではないかと思います。

また、ご相談に年齢制限はありません。まずは利用可能な地域資源の一つとしてお見知りおきいただき、何かお困りごとが生じたときに思い出していただけたら嬉しいです。

※法務少年支援センターの詳しい案内やパンフレットは法務省ホームページでご覧いただけます。

[東京法務少年支援センター（ねりま青少年心理相談室・サテライト相談室）](#)

[東京西法務少年支援センター（もくせいの杜心理相談室）](#)